

個人番号カードの概要について



個人番号カードの様式、申請・交付

様式

表面



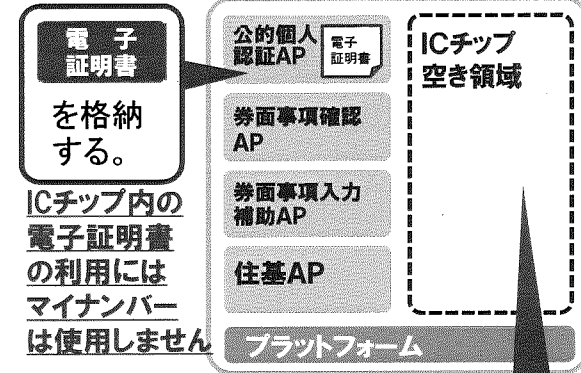
- おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

裏面



- うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

ICチップ内のAP構成



市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番



H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 NN日

□□市長
A123456789

↑切り離す際は丁寧に切り離してください。

(キトリ)

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

申請書ID	1234 5678 9012 3456 7890 123		
* 氏名	番号 花子		
* 住所	○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号		
生年月日*	平成5年3月31日	性別*	女
【代替文字情報】			
電話番号		外国人住民の区分*	
在留期間等満了日の有無*	-	在留期間等満了日*	-
右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(濁点等は1文字)	<input type="checkbox"/>	バンゴウ	ハナコ

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。
左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

申請書 ID 1234 5678 9012
3456 7890 123

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(キトリ)

↑切り離す際は丁寧に切り離してください。

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター Tel XXX-XXX-XXX
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

みほ

マイナンバー

(キトリ)

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

顔写真貼付欄

サイズ
(縦 4.5cm×横 3.5cm)

- ・ 最近6ヶ月以内に撮影
- ・ 正面、無帽、無背景のもの
- ・ 裏面に、氏名、生年月日を記入してください。

申請日 年 月 日

申請者氏名 (自署) 印

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の□を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

代理人記載欄	ふりがな		本人との関係
	代理人氏名(自署)		
	代理人住所		

(電話番号:)

(キトリ)

- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧のうえ、ご記入ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

【おもて面】

【うら面】

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式

(表)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

012012340123456789

999-9999
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号 花子 様

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
表面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。

市区町村名	■■■市
交付場所名	■■■市役所
交付場所所在地	〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号
電話番号	01-2345-6789

代替文字情報 ×→▲ ○→◎ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般のパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■■市役所
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

はがす



目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。

〔注意〕はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、ハがす表面の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してからはがしてください。

(裏)

A10-012345

■■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので、お知らせいたします。あなたの意思に基づき申請に相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表裏記載の交付場所へ、〇〇〇〇まで来庁してください。なお、暗証番号(下記①～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年被後見人には、その法定代理人が同行してください。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載された各種書類、預金通帳、医療受給資格等) ※15歳未満の者等に同行する法定代理人も同様に必要。
○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要〔ご案内〕等ご参照)。ただし同一世帯の親等は不要。

回答書 平成 年 月 日

■■■市長宛
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものと相違ありません。
本人の住所 _____
本人の氏名 _____ 印

病気、身体の障害その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類 ○代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、その他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自身が署名又は記名押印)を、代理人に持参させてください。なお、本人確認書類は、以上の書類と若干異なる場合がありますので、通知カード送付時に同封されたご案内等でご確認ください。

委任状 平成 年 月 日

■■■市長宛
本人の住所 _____
本人の氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人として個人番号カードの受領、電子証明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受領の権限を委任しました。
代理人の住所 _____
代理人の氏名 _____ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付してください。

①署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下)	
②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)	
③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁)	
④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁)	

詳細は、通知カード送付時に同封されたご案内(7ページ等)をご覧ください。又は、ホームページ(個人番号カード交付カード)「お問い合わせ」をEメールか、個人番号カードコールセンター(0670-78978)にお問い合わせください。(ホームページURL: <https://www.kojintango-card.go.jp/>)

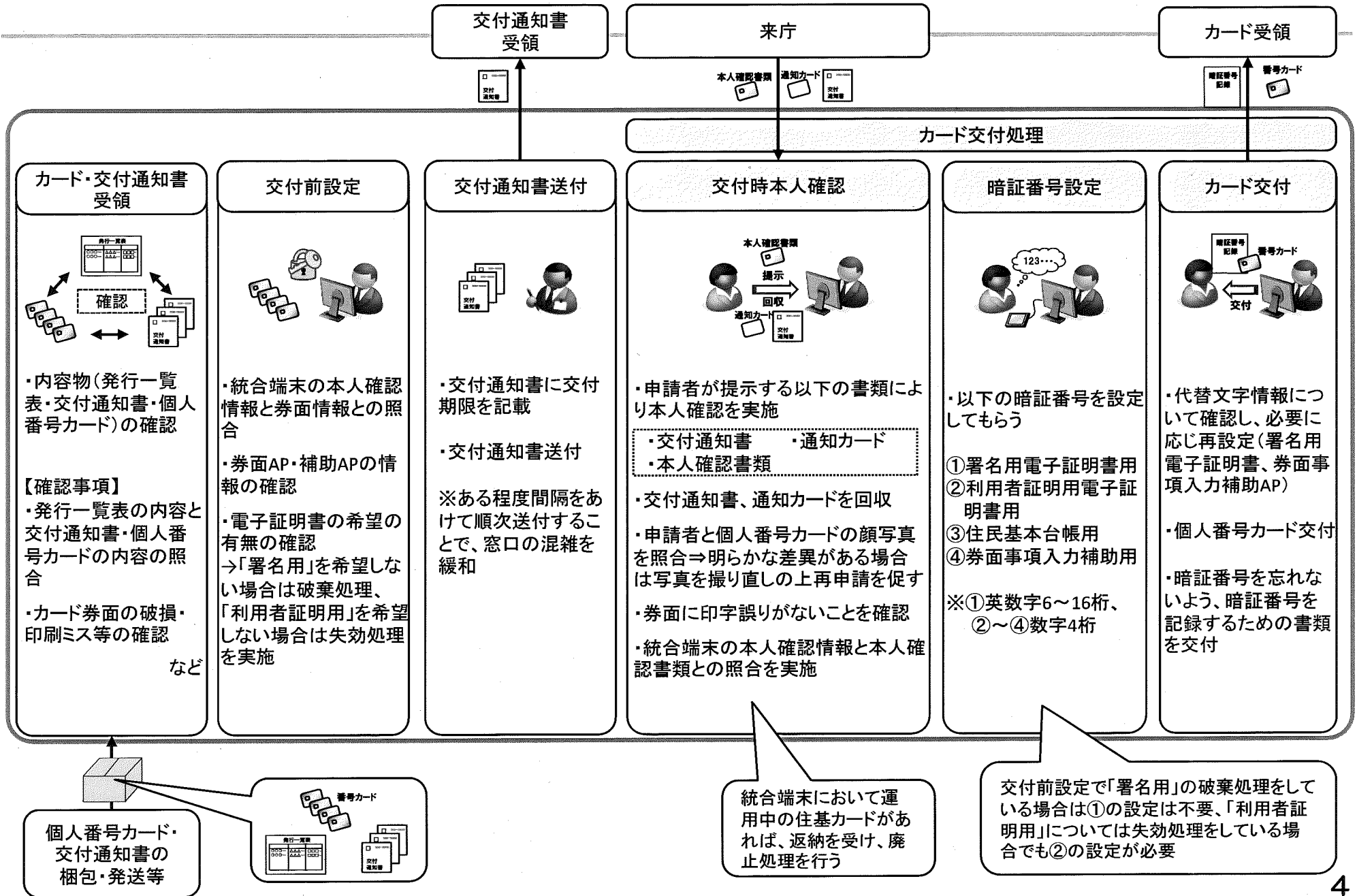
必要に応じ再利用

市区町村窓口における個人番号カード交付時の流れ(交付時来庁方式の場合)



市区町村
住所地

事業者
(J-115より業務委託)



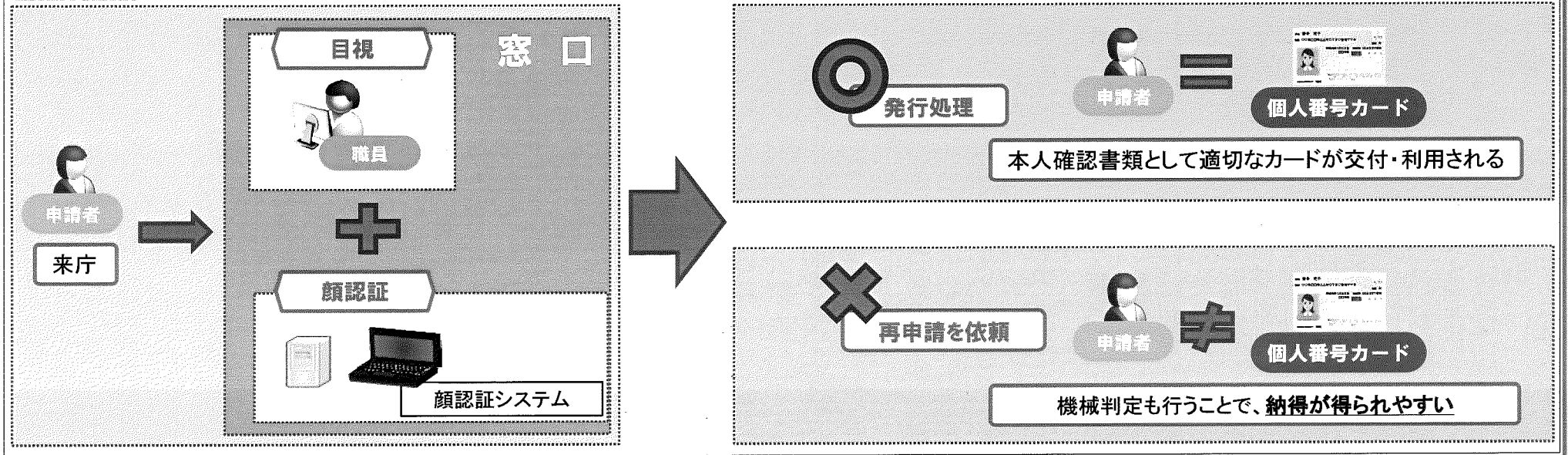
個人番号カード交付時における顔認証システムの活用について

目的

- 多くの国民が、日常的に多くの場面で、本人確認書類として活用する個人番号カードに貼付される顔写真については、所持者との同一性を容易に識別できる適切なものとするのが重要
- 個人番号カードに貼付される顔写真と申請者との同一性の判断は、カード交付時に市区町村において、目視及び顔認証システムによる判定を併せて行うこととなるが、判断にあたっては、顔認証システムを積極的に活用することにより、不適切である個人番号カードの発行を確実に防止

活用イメージ

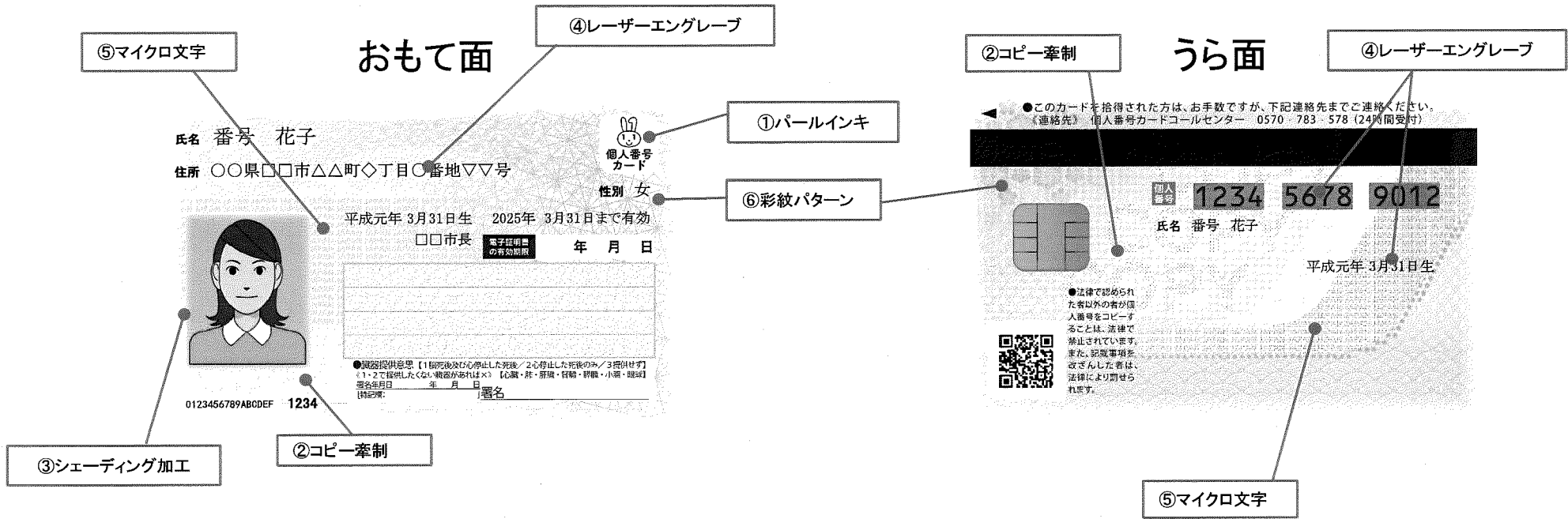
交付時



メリット

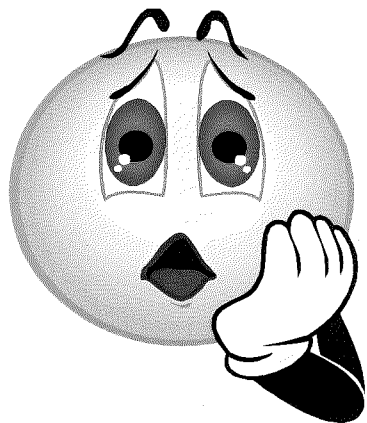
- ① 厳格な同一性の確認を行うことにより、個人番号カードの本人確認書類としての信頼性を高めることができる。
- ② 仮に不適切なカード貼付写真があった場合に、再申請が求められる申請者にとって、納得感が得られる手続となることから、国民の満足度向上にも資する。
- ③ 申請者に対し、再申請の依頼を行う市町村において、申請者の納得を得やすくなることから、事務負担の軽減が期待できる。

個人番号カードのセキュリティ対策について（券面）

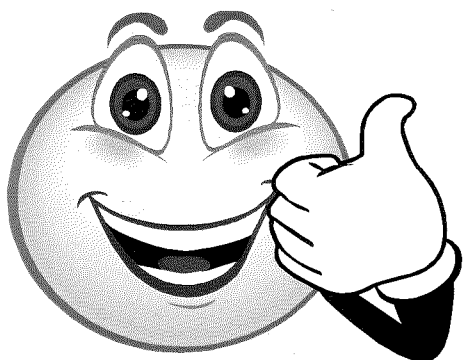


セキュリティ対策	内容と必要性
①パールインキ	見る角度によって2色に変化して見え、偽変造が困難
②コピー牽制	コピー機等で複写した場合、隠れた文字が浮かび上がり、真正な個人番号カードのコピーであることが判別できる
③シェーディング加工	顔写真のエッジにぼかし加工を施すことで、顔写真の貼り替えが困難となる
④レーザーエンゲレーブ	レーザー光でカード基材を黒く変質させることで印字する技術で、偽変造が困難となる
⑤マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
⑥彩紋パターン	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項



~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報が記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



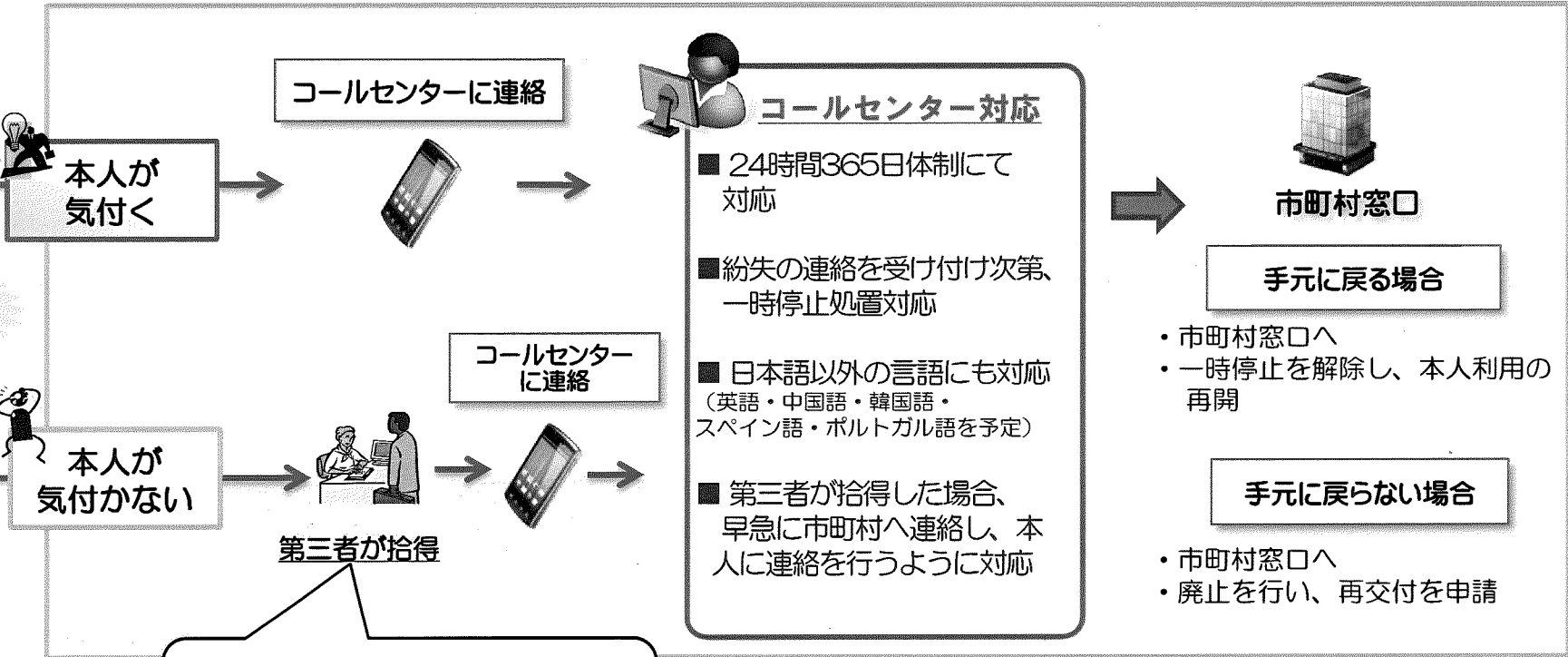
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。



個人番号カードを紛失した場合の対応～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失



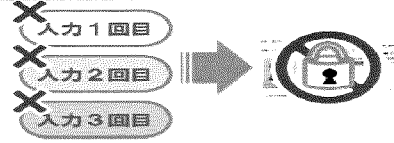
警察に拾得物として届いた場合、警察から本人又は発行市町村に連絡

セキュリティ対策により悪用困難

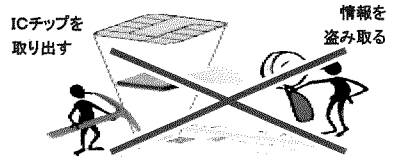
顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報は記録されない



アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック



ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する



※タンパー(tamper):「干渉する」「いじくる」「いたづらする」「勝手に変える」の意

個人番号カードに関するウェブサイト・コールセンターについて

総務省

『マイナンバー制度と個人番号カードのご案内』（総務省ホームページ内）

個人番号カード・通知カード・公的個人認証サービスの電子証明書等の概要や、東日本大震災被災者・DV等被害者等やむを得ない理由により住民票の住所地で通知カードを受け取ることができない方の居所登録について案内。

ウェブサイト：で検索。

(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)

『個人番号カード総合サイト』

個人番号カードの申請・交付方法、通知カード・個人番号カードに関するよくあるご質問等について紹介。

ウェブサイト：で検索。(<https://www.kojinbango-card.go.jp>)

個人番号カードコールセンター

☎0570-783-578 (全国共通ナビダイヤル)

通知カード・個人番号カードに関する問合せや、個人番号カード機能の一時停止申請の受付を行う。

- ・平日8時30分～22時00分（平成28年4月1日以降 平日8時30分～17時30分）
- ・土日祝9時30分～17時30分（平成28年3月31日まで）
- ・年末年始を除く。
- ・個人番号カードの一時利用停止については、24時間365日受け付け。
- ・一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250へ。
- ・ナビダイヤルは通話料が発生。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（創造宣言）

「世界最先端IT 国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)の変更
(平成27年6月30日閣議決定)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

(1) 安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

② 個人番号カードの普及・利活用の促進

2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、あわせて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。また、2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。また、2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とするほか、印鑑登録者識別カードなどの行政が発行する各種カードとの一体化を図る。加えて、各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。

そして、個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。

自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進める。

また、個人番号カードにより提供されるサービスの多様化を図るために、個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付について、来年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。更に、住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始を目指し、検討を進める。

③ マイナポータルの構築・利活用

個人番号カードの公的個人認証機能を活用し、官民で連携した仕組みを設け、電子私書箱機能を活用した官民の証明書類の提出や引っ越し・死亡等に係るワンストップサービスや、テレビ・スマートフォン等を活用した電子的な行政手続等への多様なアクセスを、2017年1月のマイナポータルの運用開始に合わせて順次実現する。

④ 個人番号カード及び法人番号を活用した官民の政府調達事務の効率化

法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（工程表 1/2）

「世界最先端IT 国家創造宣言 工程表」改定

（平成27年6月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）

2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会

（1）地方創生IT 利活用促進プランの推進

○国・地方公共団体におけるIT利活用に係る行政サービスの向上

- ・ 法人の代表者から委任を受けた者が、対面・書面なく電子申請・電子契約等を行うことを可能とする制度的措置及びシステム構築に向けた検討を行い、個人番号カード及び法人番号を用いて、政府調達に関する入札参加資格審査から契約までの一貫した電子化を2017年度から順次開始する。また、入札資格情報や調達情報の国・地方公共団体間での共有や、調達情報の取得を容易にすることで、民間事業者による参入を促進するべく、2017年度から順次地方公共団体で上述システムの利用を可能とする。
- ・ 地域の企業等における国・地方公共団体等との契約・手続きに関し、その書類作成・送付・立ち合い等の負担を軽減するため、個人番号カード及び法人番号等を活用して、国・地方公共団体等に関し横断的に資格審査・入札・契約を電子的に処理し得る環境を整備する。

○農林水産業・観光業分野等における事例の収集とガイドラインの検討等

- ・ マイナンバー制度の導入を見据え、複数分野のサービス等の連携、新たな社会サービスの創出のインフラとなる公的個人認証サービスの活用を推進する。

4. ITを利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会

（1）安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

○マイナンバー制度の導入

- ・ 2015年10月より個人番号（以下、マイナンバー）・法人番号の付番・通知を行い、2016年1月より利用を開始する。

○マイナポータル構築・利活用

- ・ 国民の利便性の向上や安全・安心の確保の観点から、情報通信に係る市場・技術の動向を踏まえ、スマートフォン、タブレット端末やテレビ等、利用チャネル及び認証手段の拡大に向けた検討を行う。特にCATVについては、次世代セットトップボックス等への個人番号カードの読み取り機能の実装に向けた取組を推進する。

個人番号カードの普及・利活用に係る政府の方針（工程表 2/2）

○個人番号カードの普及・利活用の促進

- ・ 2016年1月より、個人番号カードの交付を開始する（電子証明書を含めて初回交付無料）。なお、交付に当たっては、顔認証システムも補助的に活用する。
- ・ 2016年1月から国家公務員身分証との一体化を進め、併せて、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人等の職員証や民間企業の社員証等としての利用の検討を促す。
- ・ 2017年度以降の個人番号カードのキャッシュカードやデビットカード、クレジットカードとしての利用やATM等からのマイナポータルへのアクセスの実現に向けて、個人情報保護や金融犯罪の防止等が十分確保されることを前提に、民間事業者と検討を進める。
- ・ 2017年7月以降早期に医療保険のオンライン資格確認システムを整備し、個人番号カードを健康保険証として利用することを可能とする。
- ・ 印鑑登録者識別カード等の行政が発行する各種カードとの一体化等、市町村による独自利用の推進を図る。
- ・ 各種免許等における各種公的資格確認機能を個人番号カードに持たせることについて、その可否も含めて検討を進め、可能なものから順次実現する。
- ・ 個人番号カードの公的個人認証機能について、2017年中のスマートフォンでの読み取り申請の実現や、2019年中の利用者証明機能のスマートフォンへのダウンロードを実現すべく、必要な技術開発及び関係者との協議を進める。
- ・ 個人番号カードを利用した、住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本等のコンビニ交付等を利用できる地方公共団体・事業者を拡大するとともに、対象手続きの拡大について検討を行い、2016年1月以降、順次、拡大を行い、コンビニ交付について2016年度中に実施団体の人口の合計が6千万人を超えることを目指す。
- ・ 住民票を有しない在留邦人への個人番号カードの交付や、海外転出後の公的個人認証機能の継続利用等のサービスの2019年度中の開始をめざし、検討を進める。
- ・ 公的な身分証明書として、2016年1月までに、法令に基づくものを含め、官民の様々な本人確認を要する場面において本人確認手段として利用できるよう、取扱上の留意点を含め、調整・周知を行う。
- ・ 個人番号カードで利用できる公的個人認証サービスについて、2016年1月より、署名用電子証明書の有効期間を発行後の5回目の誕生日までに延長するとともに、利用者証明用電子証明書を導入する。また、対面・書面に代わるものとして、当該サービスを利用した行政手続き等の拡大・見直しについて検討を行い、2016年1月以降、順次、実施するとともに、署名検証者の、金融機関や医療機関、CATV事業者等の民間事業者への拡大に向け、民間におけるユースケースの明確化に係る実証、民間事業者への利用の働きかけ等を行う。
- ・ 自動車検査登録事務では、2017年度にワンストップサービスを抜本拡大し、個人番号カードの公的個人認証機能の活用や提出書類の合理化等を進めるための検討を行う。

マイナンバー制度利活用推進ロードマップ(案)

2015年5月20日
第9回マイナンバー等分科会配布資料

